

## 腎疾患対策検討会開催要領

### (目的及び検討事項)

1. 腎疾患対策検討会（以下「検討会」という。）は、厚生労働省健康局長より参集を求める有識者により、慢性腎臓病（CKD）対策、特に末期腎不全への進行を阻止する観点から検討を行うことを目的として開催する。

### (検討会の構成)

2. 検討会に参集を求める有識者は腎疾患対策に精通した学識ないし経験を有するものとする。

### (座長の指名)

3. 検討会に座長を置く。座長は、検討会構成員の中から互選により選出する。

### (作業班の開催)

4. 検討会は、必要に応じ、外部専門家を交えた作業班を開催することができる。

### (会議の公開)

5. 検討会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合または知的財産権その他個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
6. 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (議事録)

7. 検討会における議事は、次の事項を定め、議事録に記録するものとする。
  - 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した検討会構成員の氏名
  - 三 議事となった事項
8. 議事録は公開とする。ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合または知的財産権その他個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、議事録の全部または一部を非公開とすることができる。
9. 前項の規定により議事録の全部または一部を非公開とする場合には、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

### (検討会の庶務)

10. 検討会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

### (雑則)

11. この開催要領に定めるほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。